

新旧対照表

浦安市商工業振興共同事業補助金交付要綱（昭和56年告示第51号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表（第3条）				別表（第3条）			
対象団体	対象事業	対象経費	補助金の額	対象団体	対象事業	対象経費	補助金の額
中小企業等協同組合及び市長が適当と認める任意の商工業団体	共同宣伝、共同売出し事業	(1) 中元、年末年始等の大売出しに要する共同経費 (2) 全市的又は広域的催事に参加する際に要する経費 (3) 歩行者天国等の実施に伴う共同経費 (4) イベント等地域とのコミュニティーの育成を図るための経費	対象経費の3分の2（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）以内の額とし、その限度額は1の年度につき450,000円とする。	同左	同左	同左	対象経費の3分の2（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）以内の額とし、その限度額は1の年度につき400,000円とする。
	情報化事業	(1) ホームページの作成、維持等に要する経費 (2) ポイントカードシステムの導入等に要する経費		同左	同左		
	空き店舗等活用事業	商店街（会）における空き店舗等を商業施設、コミュニティー施設等として活用して実施する商業活性化のための事業に要する経費		同左	同左		
	研修会、講習会	(1) 会場費 (2) 講師手当（旅費、宿泊費を除く。） (3) テキスト印刷費その他研修会等に直接必要な経費		同左	同左		
	その他市長が適当と認める事業	商工業の振興のための活動に要する経費のうち上記に準じ適当と認められるもの		同左	同左		

(下線の部分が改正部分)

改 正 後				改 正 前			
複数の商 工業団体 を中心と して組織 され、市 長が適当 と認める 団体	共同宣伝、 共同売出し 事業	イベント等地域とのコミュニティ ーの育成を図るための経費	対象経費の3 分の2 (1,000 円未満の端数 があるときは、その端数 金額を切り捨 てる。)以内 の額とし、そ の限度額は1 の年度につき <u>900,000円</u> とす る。	同 左	同 左	同 左	対象経費の3 分の2 (1,000 円未満の端数 があるときは、その端数 金額を切り捨 てる。)以内 の額とし、そ の限度額は1 の年度につき <u>800,000円</u> とす る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。